

平成 30 年度

包括外部監査結果報告書
(概要版)

(「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づく「新たな経済成長」分野の事業に
係る財務事務の執行及び事業の管理について)

広島県包括外部監査人
大場史郎

広島県の人口は今後 20 年で約 33 万人（約 12%）減少し、高齢化も急速に進むと見込まれている。さらに地元経済もグローバル化の波に直面し、国内外の企業と厳しい競争にさらされている。かつての日本のお家芸といわれた造船や家電は昔の面影はなくなりつつある。

現在地元企業で課題になっているのは、縮小する国内で何を売るか、更には海外へどのように販路を広げるか、また深刻化する人手不足やAIやロボットなどの先進技術をいかに取り入れるか、更には将来会社を任せる跡継ぎの問題など多岐にわたる。

刻々と変化していく国内外の環境の中で、県内産業をリードし、サポートしていく広島県商工労働局は重要な役割を担っている。

広島県は平成 22 年度に向こう 10 年間にわたる長期ビジョン「ひろしま未来チャレンジビジョン」を掲げた。広島県の温暖な気候、海も山も近く、東京などに比べ職住接近の環境の良さを生かし、人づくり、新たな経済成長、安心な暮らしづくり、豊かな地域づくりの 4 つの目標を相互に関連付け実施する。具体的政策は毎年調整を行いながら進めてきた。幸い地元経済も全国でもトップクラスの好調さを維持できている。

われわれはこれらの事業を推進する商工労働局の次の事業を今年度の包括外部監査の対象として取り上げた。

- (1) イノベーション人材等育成・確保支援事業
- (2) 医療関連産業クラスター形成事業
- (3) 環境浄化産業クラスター形成事業
- (4) 海外ビジネス展開支援事業
- (5) 海外ビジネス課旅費

以下監査報告の概要を記した。詳しくは本文を参照してください。

| | | |
|--|--|------|
| 概要 | | 報告書頁 |
| 第1 選定の理由 | | 1 |
| <p>広島県は平成22年に策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づき、人づくり、新たな経済成長、安心な暮らしづくり、豊かな地域づくりの4つの政策を関連し、実施してきた。</p> <p>われわれはこの中で、地場の経済、雇用に大きく結びつく「新たな経済成長に関する事業」に着目し、平成29年度の予算の執行及び管理について有効性、効率性及び経済性を中心に検証することは意義が大きいと判断し選定した。</p> | | |

| | | |
|-------------------------|--|------|
| 概要 | | 報告書頁 |
| 第2「ひろしま未来チャレンジビジョン」について | | 4 |
| 概要 | <p>「ひろしま未来チャレンジビジョン」は、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展などの変化が進む中であって、広島県の目指す姿（将来像）を県民と共有し、一緒に、新たな広島県づくりを推し進めるために、平成22（2010）年に10年後の未来を展望して策定された総合計画（ビジョン）である。</p> <p>広島県は、この「チャレンジビジョン」に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材の育成や集積などあらゆる分野の基礎となる《人づくり》 ・イノベーションを持続的に創出し、雇用や所得を生み出す《新たな経済成長》 ・暮らしに直結した生活基盤を支える《安心な暮らしづくり》 ・個性や資源を生かした《豊かな地域づくり》 <p>の4つの政策分野を相互に関連させ、相乗効果をもたらしながら好循環する流れをつくり出してきた。</p> <p>そして、平成27年度には、これら4つの政策分野ごとにこれまでの取組の成果と課題をふまえ施策領域の整理及び目標や取組の方向の見直しが行われた。</p> | |

| | 監査対象事業等 | 結果 | 報告書頁 |
|------------------------|---|--|----------|
| 第3 イノベーション人材等育成・確保支援事業 | | | 10 |
| 事業の概要 | <p>企業の新分野への展開や地域産業の活性化等を図るため、高度な技術・技能や経営感覚を持ったプロフェッショナル人材など、イノベーション（これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアで、モノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと）を生み出す多彩な人材の育成と集積等を推進する目的で、以下の事業を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プロフェッショナル人材マッチング支援事業 2 イノベーション人材等育成事業 3 広島県ものづくりグローバル人材育成事業 | | 14 |
| 全体の指摘 | <p>イノベーション人材等育成・確保支援事業が、地域の雇用維持・創出のために行うものであるならば、常に費用対効果について効果分析が行われるべきであり、できていなければこの事業の有効性・必要性・継続性の判断はできないと考える。毎年、政策を実行する上で事業費として1億5千万円前後、総コストとして約2億円の予算が使用され、更には平成30年度から平成32年度までに事業費519,123千円、総コストとして632,592千円を見込んでいるが、費用対効果の効果分析については、ただ目標人数をクリアした、しないというものだけではなく、その政策が県民にとって必要不可欠なものであるということ、今回は補助金等を受けた企業名等は広島県の要請により伏せているが、今後、これらの企業名等をオープンにするとともに、その政策を行った結果又は行うことでの期待される効果、言い換えれば、県民にどういった見返りがあるのかを十分に説明するべきであり、併せて単に予算を消化するのではなく、費用対効果を絶えず検証し、事業の継続、中止あるいは延期等を判断するべきである。</p> | | 90 |
| 1 | プロフェッショナル人材マッチング支援事業 | <p>広島県プロフェッショナル人材戦略拠点を運営し、地域金融機関等と連携した県内の受入企業の掘り起しや、民間人材紹介会社等と連携した大都市圏等の人材の掘り起しを行うとともに、人材受入コストの支援を行う。</p> <p>約1億円（99,338千円）という高額な予算を使って各事業を実施しているが、委託先の業者が業務を遂行する上で直面しているプロフェッショナル人材マッチング支援事業等の苦戦している実情や、広島県の政策の評価内容から考えると、どの政策についても費用対効果に疑問が残る結果となっている。</p> | 意見 53 |
| | プロフェッショナル人材戦略拠点の運用 | <p>拠点メンバーの選定プロセスを明らかにする根拠資料や拠点メンバーの業務内容を記録したものがないことから、今後は、そのプロセスを明らかにする根拠資料や業務内容を明らかにした業務報告書等が作成されていなければそれらを作成の上保管すべきである。現状では不明瞭であると言わざるを得ない。</p> | 意見 23 |

| | | | | |
|-------------------------|---|---|----|----|
| 委託業務 | 平成29年度広島県プロフェッショナル人材戦略コンサルタント業務 | ㈱あしたの会社との委託契約について広島県からは「㈱あしたの会社の能力を正当に評価して契約したもの」とであるとの説明を受けたが、この点について、「正当に評価した」というプロセス、合理的であるという根拠資料がない以上、経済性、効率性等が確認できなかった。今後、このような業務を委託する場合には、そのプロセスを明らかにする根拠資料を作成し、保管すべきである。 | 指摘 | 32 |
| | プロフェッショナル人材合同転職フェア実施業務 | プロフェッショナル人材合同転職フェアの開催状況をみると、参加企業、参加者及び応募人員ともに期待された効果は見られない。参加企業及び参加者が増えない現状では事業そのものの有効性を再評価しなければならないが、現状のままでは、費用対効果に問題があると言わざるを得ない。 | 意見 | 34 |
| | プロフェッショナル人材戦略拠点による県内企業の人材・経営課題発掘と啓発のための調査実施業務 | 業務の内容となっている「支援対象候補先の訪問調査及び訪問日程調整」であるが、一定の条件のもとにターゲット企業を抽出し、そのデータを広島県が加工し、数年かけてターゲット企業を悉皆的に訪問するなどすれば、毎年、再契約をしなくても、訪問活動するためのアポイント取得や企業に対するダイレクトメールの送付は広島県単独で実施できるのではないかと考える。 | 意見 | 38 |
| | プロフェッショナル人材に係る「広島県合同公募」実施業務 | 掲載希望企業も転職者も少なく、広島県合同公募の事業自体そのものの経済性、有効性に問題があると言わざるを得ない。費用対効果に問題があると言わざるを得ないことから、中止、廃止も検討する必要がある。 | 意見 | 39 |
| | プロフェッショナル人材に係る「フラグシップモデル事業」実施業務 | 本件再委託額6,000千円は、契約額13,932千円の43%にも上ること、本件では契約当初から本件再委託業務を再委託することが前提とされており、広島県もこれを知っていたこと、本件再委託業務の内容からして、㈱あしたの会社でなければできない業務ではないことに鑑みると、本件業務の再委託を前提とした契約を締結したこと自体、不適切であったと言わざるを得ない。汎用性のある物の売買のような場合と異なり、本件のような委託契約の額を適正に積算し、契約することは必ずしも容易でないことは理解できるが、県の説明や開示された資料のみでは、県が上述したような経済性について十分検討した結果として本件契約を締結し、再委託を許容したものであると認めることはできないと言わざるを得ない。 | 意見 | 46 |
| プロフェッショナル人材の受入に伴うコストの支援 | 広島国税局公表の広島県内法人数63,697社を分母として考えるのは妥当ではないとも言えるが、しかし、平成29年度で24社延べ33件の補助という実態を見ると、一部の企業に偏っているのではないかと。 | 意見 | 28 | |
| 2 | イノベーション人材等育成事業 | イノベーションの原動力となる高度で多彩な人材の育成を促進するため、県内中小・中堅企業が、社員を研修等へ派遣する費用や、個人の専門職大学院の課程等での修学に要する費用の一部を支援するとともに、経営者層を対象とした、理論と実例を整合させた実践的研修及び県内企業の人材育成の好事例の共有や企業間の交流を深めるセミナーを実施する。 | | 53 |
| | 中小・中堅企業が社員を国内外の研修に派遣する費用の支援 | 広島国税局公表の広島県内法人数63,697社を分母として考えるのは妥当ではないとも言えるが、しかし、平成29年度においては実企業27社で延べ32件、平成27～29年度においては実企業43社で延べ75件の補助という実態を見ると、一部の企業に偏っていると言わざるを得ない。今後、一部の企業に偏っているようであれば、事業そのものの有効性を再評価しなければならないが、現状のままでは、費用対効果に問題があると言わざるを得ないことから、中止、廃止も検討する必要がある。 | 意見 | 54 |
| | 経営者層を対象とした実践的マネジメント講座及び人材育成セミナーの開催 | 講座に参加する企業及び経営者層が増加しないようであれば、事業そのものの有効性を再評価しなければならないが、現状のままでは、費用対効果に問題があると言わざるを得ないことから、中止、廃止も検討する必要がある。 | 意見 | 57 |

| | | | | | | |
|---|---------------------|------------------------------|--|----|----|----|
| | 委託業務 | ひろしまイノベーションリーダー養成塾実施業務 | 定員割れや受講希望者が増加しない状況が続いたり、平成29年度参加者1人当たりの費用額が1,078,216円であるという結果をもたらすのであれば、事業そのものの有効性を再評価しなければならないが、現状のままでは、費用対効果に問題があると言わざるを得ないことから、中止、廃止も検討する必要がある。 | | 意見 | 60 |
| | | 経営者層のための実践的マネジメント講座《第8期》実施業務 | 講座に参加する企業及び経営者層が増加しないようであれば、事業そのものの有効性を再評価しなければならない。 | | 意見 | 64 |
| 3 | 広島県ものづくりグローバル人材育成事業 | | 産学官が連携して、アジアをはじめとする優秀な理工系留学生を受け入れ、ものづくり企業のノウハウを生かしたカリキュラムによる人材育成を実施する。 | もの | | 71 |
| | | | 平成25年度から29年度までの毎年の留学生の受入状況及び県内企業への就職状況を見ると、受入が累計で27人、就職が累計で19人となっている。広島県の評価にもあるように、その課題として挙げられている「多くの企業が入会を見送る理由として、既会員との獲得競争の危惧、負担金の費用対効果、外国人受入体制や海外展開計画の未構築等」を挙げているが、今後、費用対効果について検討する必要がある。 | | 意見 | 74 |
| 4 | 委託業務 | | イノベーション人材等育成・確保支援事業における委託契約等については、そのすべてが随意契約となっているが、内部資料の〔随意契約とした理由〕に記載されている内容は主観的なものが多く客観性に欠けたものであった。最終的に随意契約にならざるを得なかったその経過、理由及び実質的に検討したことを説明できるような資料を保存しておくべきであった。当初の1回は一般競争入札を実施し、応札者がいない場合のみ最終的に随意契約によるべきと考える | | 指摘 | 89 |

| | 監査対象事業等 | 概要 | 結果 | 報告書頁 |
|---------------------------|------------------------------|---|---|-----------|
| 第4 医療関連産業クラスター形成事業 | | | | |
| 1 | 医療関連産業クラスター形成業務委託 | 医工連携に係るコーディネーターを産振構に設置し、企業、大学等関係者と連携し、県のものづくり技術と医療を組み合わせ、高付加価値で競争性が高い医療機器等を開発する新規プロジェクトを組成するとともに、展示会等への出展などによる販路・受注機会の拡大や、イノベーション創出につながるセミナーの開催などを実施することにより、医療関連産業クラスターの形成を図ることを目的とした委託契約 | 医療関連産業クラスター形成のための業務委託は、産振構との一者随意契約とすべきではない。一般競争入札や少なくともプロポーザル方式によるべきである。 | 指摘 97 |
| 2 | 医療関連産業クラスター形成に係る事業計画評価業務委託 | 「ひろしま医療関連産業創出支援事業費補助金」の採否審査に当たり、提案された事業者の事業計画の評価を委託するもの | 随意契約締結にあたっては、その根拠を慎重に確認し、可能な限り複数の見積を取得すべきである。 | 指摘 104 |
| 3 | 介護予防・日常生活支援総合事業口腔ケアサービスモデル事業 | モデルプロジェクトとして、県健康福祉局、広島市健康福祉局、広島県歯科医師会、広島大学、及び口腔ケアに関心を持つ県内企業との連携体制の下「介護予防・日常生活支援総合事業の中で取組可能な新たな口腔ケアサービス事業モデルを構築することを目的とした委託事業 | 設計金額の積算、契約手続、内容、収支決算、事業報告の内容等を確認したが、特段の問題は認められなかった。 | 結果 106 |
| 4 | 広島県医工連携加速プロジェクト業務 | 広島県内の大学・企業等における医療分野での取組案件を精査し、市場に求められる医療機器開発につながる案件を抽出するとともに、これら案件の研究開発・事業化を加速・促進することで、医工連携による成功事例の創出を図ることを目的とした委託業務 | 本件業務の目的や委託業務の内容等に鑑みると、業務に必要な経験やノウハウを有する団体が日本医療機器開発機構のみであるとまではいえない。本件業務を委託するにあたり、競争入札又は少なくともプロポーザル方式により決定すべきである。 | 指摘 110 |
| 5 | 広島県医工連携加速プロジェクト業務（ヘルスケア関連） | ヘルスケア・サービス創出に関心を持つ県内企業と県外の手ヘルスケア関連企業との連携体制の下、基本的な事業モデルを構築し、収益事業化に向けた精緻化を図ることを目的とした委託業務 | ヘルスケア関連産業におけるモデルプロジェクトを創出するためには、競争入札やプロポーザル方式によるべきである。 | 指摘 114 |

| | | | | | |
|--|----------------------------|---|---|----|-----|
| 6 | 広島県医工連携加速プロジェクト業務（介護福祉関連） | 介護福祉機器・サービス創出に関心を持つ県内企業と県内福祉施設との連携体制の下、現場観察から得られたニーズに基づく、新製品・サービス創出モデルを構築し、収益事業化に向けた精緻化を図ることを目的とした委託事業。 | 本委託契約のように、新たな製品、サービスの創出といったモデルプロジェクトの創出のために行う契約締結に当たっては、特定の企業の支援という結果に陥ることがないように、幅広い企業を対象とするよう努めるべきである。 | 意見 | 116 |
| 結果的に特定あるいは数社の企業しか対象とならなかった場合、その理由を分析して業務の有効性の評価や同種業務を継続するか否かの検討を行うべきであり、そのような評価や検討を行うことなく漫然と同種業務を継続するべきではない。 | 意見 | | | | |
| 7 | ひろしまヘルスケア推進ネットワーク | ひろしまヘルスケア推進ネットワーク（以下「推進ネットワーク」という。）は、平成27年5月、「いつまでも健康で安心に暮らせる社会」を目指して、医療・福祉関係機関等と連携した「ひろしまヘルスケア実証フィールド」などヘルスケアの推進に効果的な制度を用いて、付加価値の高い機器やサービスの開発、新たなビジネスの創出などを行い、ヘルスケア・イノベーションにより、医療関連産業クラスターの形成に資することを目的として設立された団体である（法人格はない）。 | (1) 推進ネットワークの費用は県が全額負担し、予算作成も県が事務局として関与しているのだから、推進ネットワークの予算作成においても十分な根拠をもった積算を行うよう努めるべきである。 | 意見 | 120 |
| (2) ネットワーク・協議会等、名称の如何を問わず、法人格のない団体に対して負担金、補助金等を交付したり、委託契約等の契約を締結するにあたっては、当該団体が団体としての実質を有しており、「権力能力なき社団」であると認められるのか否かについて、慎重に審査・判断を行うべきである。 | 意見 | | | | |
| (3) 上記(2)の判断においては、いかなる根拠資料に基づいてそのような判断をしたのか、事後的にチェックできるように客観的資料を保管しておくべきである。 | 意見 | | | | |
| (4) 県が構成員となる団体において、「県が経費を負担する」といった留保の無い規約の定めについては、そのような規約を認めるべき必要かつ合理的な理由が認められない限り、安易にこれを受け入れるべきではない。 | 意見 | | | | |
| (5) 対象団体の組織的、経済的独立性がなく、県と一体と評価しうる法人格なき団体の経費を県が負担するにあたっては、県の直接予算として計上すべきか否かの検討も十分行うべきである。 | 意見 | | | | |
| 8 | 平成29年度ひろしま医療関連産業創出支援事業費補助金 | 県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」の会員企業（以下「補助事業者」という。）が、医療機器等の製品化・事業化のための研究開発など医療・健康関連分野への新規参入や、当該分野での事業拡大に取り組む場合に、その経費の一部について補助金を交付することによって、県が次世代産業と位置づける医療・健康関連産業の振興を図ることを目的とした補助金である。 | 本件補助金の目的に鑑みれば、研究会会員に限定する必要はないと考えられる。よって、補助金交付事業者の要件を研究会会員に限定する必要はないのではないか。 | 意見 | 128 |
| (補助事業者の要件について) 補助金の交付にあたっては、交付額を開示することを予め承諾することを要件とすべきである。 | 意見 | | | | |
| (補助金交付額の開示について) 県のホームページにおいて、各補助事業者に対する補助金交付額も開示すべきである。 | 意見 | | | | |

| | | | | | | |
|----|-------------------------------|---|--|-------------------------|--|-----|
| 9 | 平成29年度バイオデザインプログラム導入事業費補助金 | 本件補助金は、バイオデザインプログラムを広島大学へ導入するために要する経費の全部又は一部を補助することにより、産業、医療・福祉、研究の各関係主体が連携・協働した質の高い医療機器の開発や新たなビジネスモデルの創造等、本県の医療関連産業クラスターの形成に資することを目的とする。 | (状況把握について) 補助の効果の有無を判断するためには一定の期間を要するが、補助事業の内容、進捗状況を継続的にチェックしていく必要がある。 | | 意見 | 134 |
| 10 | 産振構（公益財団法人ひろしま産業振興機構）との関係について | | 県が産振構の共通管理費を負担する以上、県は、産振構の管理費自体が適切であるのか否か、その具体的内容をチェックすべきである。 | 指摘 | | 137 |
| | | | (1) 当該管理費が適切であるとしても、そのうちの程度を県が負担すべきであるのか、産振構自身が負担すべきものが含まれていないか、県以外からの補助金や委託料において支払いを受けられるものがないのか否かについての確認も行った上で、県の負担額を決定すべきである。 | 意見 | | |
| 10 | | | (2) 産振構のように、県から複数の補助金や委託を受けている団体に対する共通管理費の負担のあり方としては、それが共通管理費であることが明確になるような方法（例えば、費用の性質や内容をふまえて管理費を配分する基準を策定し、これに基づいて配分したり、共通管理費として直接補助する）を検討されたい。 | | 意見 | |
| | | | 11 | 医療関連産業クラスター形成事業の有効性について | 企業を呼び、雇用を増やすという面から考えると、広島県では目的を達成できていないと言える。 ひろしま未来チャレンジビジョンの新たな経済成長の一翼を担うテーマとしては少し物足りなさが残るように思われる。 | |

| | 監査対象事業等 | 結果 | 報告書頁 |
|--------------------|---|---|-----------|
| 第5 環境浄化産業クラスター形成事業 | | | 151 |
| 事業の概要 | 環境問題が深刻化するアジア地域において、企業間連携の活発化や海外展開の促進などを通じて、課題解決型ビジネスをグローバルに展開できる企業群を育成することを目的に、「ひろしま環境ビジネス推進協議会」を設立して、同協議会による企業間の連携体制の構築、海外企業との商談会などの開催や企業のビジネス活動への支援などを行うとともに、新規市場への展開や、新分野や新製品の投入など、海外における有望且つ積極的な、新たな取組みに要する経費の一部を補助する「広島県環境浄化産業クラスター形成事業補助金」を公募している。 | | |
| 1 | 成果目標の実績確認について | 入退会企業の影響及び回答・未回答の影響を調整した売上高変動も把握・分析を行うべきで、それらの数値の開示も併せて検討すべきである。 | 意見 159 |
| ○ | ひろしま環境ビジネス推進協議会 | 環境浄化関連分野において、企業間連携の活発化や海外展開の促進などを通じて、課題解決型ビジネスをグローバルに展開できる企業群を育成するため、企業間の連携体制の構築、海外企業との商談会などの開催や企業のビジネス活動への支援などを行う。 | 161 |
| 1 | 負担金の負担方法について | 恩恵を受ける企業からの負担金徴収と県予算での支出とのバランスを再検討し、負担金の徴収是非を考えるべきである。 | 意見 162 |
| 2 | 概算払いの方法について | 不要な概算払いを防止するため、事業の状況を継続的に把握して資金需要を算出し、必要額のみを概算払いするようにすべきである。 | 指摘 163 |
| 3 | 変更交付手続きについて | 申請した補助事業のうち軽微でないものが変更される事態となった際は、すみやかに計画の変更申請をすべきである。 | 指摘 166 |

| | | | | |
|---|--------------------------|--|----|-----|
| 4 | 「支出決定伺」の訂正について | 訂正印がないものが散見されるため、訂正方法を明文化し、徹底していく必要がある。 | 指摘 | 170 |
| 5 | 「支出決定伺」と実際支出額との整合性確認について | 為替レートの関係で実際の支出額と「支出決定伺」の支出決定額に相違が出たものであるが、整合性を保てるよう、現状のチェック体制を徹底すべきである。 | 意見 | 170 |
| ○ | 独立行政法人国際協力機構事業 | 協議会は広島県の施策事業の他に、平成27年度から29年度の3年間に亘り独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）から委託を受けJICA関連の事業を行っていた。 | | 168 |
| 1 | 県事業と外部受託事業との資金融通について | JICA事業については、平成29年度をもって終了しているが、今後同様の事業を行う際は県の事業と明確に区分し、両事業で資金を借用することがないようにすべきである。 | 指摘 | 168 |
| 2 | 外部受託事業の資金繰りについて | 外部からの受託事業を行う際は、当該事業単独での資金繰りを検討し、適切な時期に契約を締結すべきである。 | 意見 | 168 |
| ○ | 広島県環境浄化産業クラスター形成事業補助金 | 環境浄化産業クラスター形成を支援するために設けられた補助金で、県内環境関連企業の生産力や技術力を生かして、環境問題が深刻化する東南アジア地域をはじめとする海外市場での事業拡大を促進するため、新規市場への展開や、新分野や新製品の投入など、海外における有望且つ積極的な、新たな取組みに要する経費の一部を補助する。 | | 172 |
| 1 | 補助金採択結果について | 一定程度継続して補助金を受領する企業に対しては過去の補助事業における成果を勘案して審査できるようにするなど、一定の制限を設けることを検討してもよいのではないかと。 | 意見 | 180 |
| 2 | 申請書及び実績報告書の様式について | 実績報告で用いる「収支内訳書」につき、費目ごとに集計できるように様式を変更し、かつ、様式の利用を各社に徹底すべきである。 | 意見 | 182 |
| 3 | 申請書及び実績報告書の訂正について | 申請書及び実績報告書で訂正印等がないものが散見されたが、訂正するときは、訂正印を付す等、書換え等を防止できるような訂正方法を明文化し、徹底していくべきである。 | 指摘 | 183 |
| 4 | 申請書及び実績報告書のチェックについて | 実績報告書添付の請求書等をチェックする際は、金額基準を設けてチェックするか、そもそも少額の経費は補助申請者にとっての便益も小さいため、申請できる経費の対象から外すなどの対応を講じることが有効である。 なお、金額基準を設けてチェックする場合には、当該金額以下をチェックしないことで想定されるリスクを十分に検討して基準を設定すべきである。 | 意見 | 184 |
| 5 | 検査調書について | 実態確認の事実を後日確認できるように、検査調書に実態確認方法を記述するか、実態確認の記録を残す実態確認書を別に作成するなどの対応をすべきである。 | 意見 | 185 |
| 6 | 実施報告書チェックリスト | チェックはされているが、チェックリスト上でのチェックマークが漏れていたものが散見されたため、実施報告書のチェック漏れが生じないように、チェックリストの上席者確認を受ける等の体制の構築が求められる。 | 指摘 | 186 |

| | 監査対象事業等 | 概要 | 結果 | 報告書頁 | |
|----|--------------------|--|---|--------------|----------------|
| 第6 | 海外ビジネス展開支援事業 | | | 187 | |
| 1 | 新しい価値を生み出すビジネス展開支援 | シリコンバレーと連携した県内企業のイノベーション促進 シリコンバレーにて行われる現地企業との商談の調整設定を米日カウンシル関係県で構成する「米日カウンシル関係事業実行委員会」から現地コーディネーターに委託し、各県の企業の要望に応じて、企業支援を行っている。 | シリコンバレーと連携した県内企業のイノベーション促進事業における書類について、「設計価格積算表」の中で、計算根拠となる単価が変更なくパソナ2012年時点での給与情報・福利厚分析レポートでの単価を引き続き使用している。今後はその時点での単価ベースを使用して計算すべきである。 米国のシリコンバレーでの事業展開を米日カウンシル関係事業実行委員会に委託契約を締結し、その契約は随意契約であるが、当該委託業務が、随意契約でなければならないという適切な委託理由付けが必要ではないか。 | 指摘 意見 | 188 188 |
| | | ハワイとの経済交流 広島県とハワイ州は平成9年に友好提携を締結している。広島県は経済交流の観点から広島・ハワイ双方の次世代ビジネスリーダーに係る人材育成プログラムを通して、関係強化を構築するため「広島ハワイ次世代ビジネスリーダー・プログラム事業運営に係る業務」を行っている。 | 選定理由については、より細かい理由を記載すべきである。当該事業に関して、本業務委託の締結にあたり、一般競争入札や少なくともプロポーザル方式によるべきである。 | 意見 | 196 |

| | | | | | |
|---|-----------|---|---|----|-----|
| 2 | 販路拡大支援 | 上海食品商談会 | <p>一般競争入札やプロポーザル方式による他の企業等の参加がなければならず、そのためにも周知方法を徹底させる必要がある。</p> <p>再委託契約の際に、再委託金額を委託金額全体の50%未満とするような記載が見受けられるが、これに対する要件を作成して、明確にしていくべきである。</p> | 意見 | 202 |
| | | マレーシア食品商談会 | <p>当該事業における予算算定の中に一般管理費率があるが、通常は10%での計算を行うにもかかわらず、委託先JETROについては独自の20%で算定している。これについての理由付け根拠の資料等がない。したがって、一般管理費率の根拠として書面の整理が必要であると考ええる。</p> | 意見 | 209 |
| | | ベトナム食品商談会 | <p>当該事業における各書類の中で、「御計算書」があるが、その記載内容を手書きによる文字の付加・数字の追加あり、文書の訂正方法としては、訂正内容が分かりにくいいため、明確にしていくべきである。</p> | 指摘 | 213 |
| | | ベトナム食品商談会 | <p>ベトナム食品商談会の業務委託についても再委託契約を締結しているが、再委託契約の際に、再委託金額を委託金額全体の50%未満とするような記載が見受けられ、これに対する要件を明確にしていくべきである。</p> | 意見 | 213 |
| | | 広島県日本酒ブランド化促進協議会 広島県日本酒ブランド化促進協議会は、広島県内の酒蔵（広島県酒造組合加盟社47社のうち（※平成30年4月現在）、その趣旨に賛同する9社を会員として、9社が共同で海外展開及び日本酒のブランド化に向けた取り組みを実施している。 | <p>負担金については、協議会の事業の進捗状況等を広島県が把握していくべきであり、それを踏まえ、前期繰越額との関係を考慮して精査を行うべきではないかと考える。</p> | 意見 | 218 |
| 3 | 現地事務所の運営 | 広島四川経済交流促進事務連絡室の運営 | <p>業務月報の中の実績の概要で、商談対応の項目があるが、これは事務連絡室独自で商談を行った件数を記載するが、現状では商談を行うことがないこと、実績またはその機会がこれまでに一度もなかったことから、記載欄を削除すべきである。</p> | 指摘 | 224 |
| | | | <p>出張先や細かな金額等の旅費交通費関連経費明細を検証したが、出張旅費・交通費について、予算と実額の差が毎年100万円以上発生していることから、各年度の予算算定は今一度適切な手続きが必要であると考ええる。</p> | 意見 | 224 |
| 4 | 再委託契約について | <p>海外ビジネス展開支援事業の委託業務については、各業務委託契約約款第13条8再委託等の禁止)において、本来委託行為を第三者に委託することは禁じられている。</p> <p>したがって、委託業者は広島県に対し「再委託承認申請書」を提出し、広島県から「再委託承認書」の書面によって、一部の業務について再委託を以下の条件のもと認めている。</p> | <p>再委託契約の際に、再委託金額を委託金額全体の50%未満とするような記載が見受けられ、これに対する要件を明確にしていくべきである。</p> | | 233 |

| | 監査対象事業等 | 概要 | 結果 | 報告書頁 |
|--------------|----------------|--|--|------------------|
| 第7 海外ビジネス課旅費 | | | | |
| 1 | 外国旅行手続要領の改正、削除 | 改正後、規定等の削除箇所がある | より実態に則した改正が行われたものとして評価できる。今後使いやすい方向への改正に向かってほしい。 | 検証 247 |
| 2 | 旅行命令簿の検証 | 外国旅行について、規定、要領等は、各部局のその使用目的ごとに作成されている | 規定、要領等を統合することを含め、より一層の旅行業務の効率化と公費削減等のための改正に向かうことが望まれる。 | 意見 252 253 |
| 3 | 地域別の日当、宿泊料、食卓料 | 指定都市、甲、乙、丙地方ごとと職務級ごとに金額が定められていることについて。 | 外国宿泊料等が広範囲な地方単位で定額となっていることの妥当性には疑問が残る。 | 意見 259 260 |
| 4 | 旅行業務の保存書類 | 保存および記載状況については特に問題がないと判断。 | 添付書類の順番等を定めればもう少しすっきりとなり、旅行業務の時短に繋がると判断できる。 | 意見 261 |
| 5 | 公用マイレージカード | 自治体ごと、職員任せ、自粛、積極的活用の状況および広島県の方向性 | 今後の検討課題としつつ、公費削減が望めるのであれば、広島県も採用すべきと判断できる。 | 意見 275 |
| 6 | 切符等代金の支払 | 職員の旅費立替払いについての検討 | 職員に無用な負担をかけていないという点は理解できるが、概算払い制度のさらなる活用等を努めてほしい。 | 意見 276 |

| 概要 | | | | 報告書頁 |
|---------|---|--|--|------|
| 第8 総括意見 | | | | |
| 1 | 契約について | | | 281 |
| | 各事業における委託契約についてほとんど随意契約がとられている。特殊な業務でこの業者しかいないとか、入札参加者が1社しかいないということが原因となっている。その結果長期にわたり同じ業者に委託することになる。そのため事業内容が慢性的になり、他に選択肢がないのだから目標未達でも仕方ないという風に見える。他県の成功事例等を参考にしたり、新しい業者の参加、更には新しい手法で参加業者が増えるように事業を細分するなど工夫ができないものか。 | | | |
| 2 | 目標が絵に描いた餅に終わらないように | | | 281 |
| | 高い目標を掲げて取り組むのではあるが、実現できてないことが多い。これは担当課の力不足というよりも、せっかく踊ってもらおうと舞台を用意しても踊り手である民間業者が付いてこない。それはなぜか、県内業者が欲するものと県が勧めようとするものがずれているのではないだろうか。たとえ10年という予定であっても、ダメなものはダメと方向転換することも必要だ。目まぐるしく変わる時代の流れ、技術の発達に合わせた対応が必要である。民間ビジネスの場合は朝令暮改でやらざるをえないことも往々にしてある。 | | | |